

## 愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関に関する省令案の概要 に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

令和元年 11 月 29 日

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室  
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

令和元年 10 月 17 日（木）から令和元年 11 月 17 日（日）までの間、「愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関に関する省令案の概要」に関して御意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する考え方を以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

なお、パブリックコメントの対象となる案件について該当箇所を示し御意見を頂いたものについてのみ考え方を公表させていただいております。

今回御意見をお寄せいただいた方々の御協力に、厚く御礼申しあげます。

### I 意見募集の概要

- ・意見募集期間 : 令和元年 10 月 17 日（木）から令和元年 11 月 17 日（日）
- ・周知方法 : 電子政府の総合窓口（e-Gov）、資料の配付
- ・意見提出方法 : 郵送、ファックス又は電子メールのいずれか
- ・意見提出先 : 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室  
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

### II 意見の提出状況

- ・意見提出者数 : 3 名
- ・延べ意見数 : 4 件

### Ⅲ 寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>第7条第1号の試験委員の要件について、「愛玩動物の適正な飼養に関する科目」とあるのを、法第2条第2項の規定振りに合わせ、「愛玩動物の<u>愛護又は適正な飼養に関する科目</u>」と修正すべき。</p> <p>(第7条関係)</p>	<p>御意見を踏まえ修正いたします。</p>
2	<p>第7条第1号の試験委員の要件について、以下の2事項を追加すべき。</p> <p>①都道府県知事が指定する養成所の専任教員</p> <p>②農林水産大臣及び環境大臣が指定する大学又は都道府県知事が指定する養成所を卒業した後、15年以上実務に従事した経験を有する者</p> <p>(第7条関係)</p>	<p>試験委員の選任に係る規定(省令第7条第2号)は12月1日から施行される一方、愛玩動物看護師養成所に係る規定(法第31条第2号)は、法附則第1条において「公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」から施行することとなっております。したがって、都道府県知事が養成所を指定する前に、御指摘の事項を試験委員の要件に加えることは困難です。なお、御指摘の事項は、本省令第7条第2号の「農林水産大臣及び環境大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者」に含まれ得ると解しております。</p>
3	<p>細則に明記されるかと思われるが、役員や試験委員の選任について、任期を明記する必要がある。</p> <p>(第3条、第8条関係)</p>	<p>御意見として参考にさせていただきます。</p>
4	<p>問い合わせ等への対応のため試験事務に関する帳簿の備付けに関し、3年など保存期間を定める必要がある。</p> <p>(第9条関係)</p>	<p>本省令第9条では、試験事務に関する帳簿は試験事務を廃止するまで保存しなければならないとされています。</p>